

入院時食事療養標準負担額価格改定のお知らせ

今般の食材料費の高騰等を踏まえ、厚生労働省において入院時食事療養費が見直され、令和 7 年 4 月 1 日より下記のとおり施行となります。

※価格改定は全国の医療機関一律で行われます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

70歳未満	70歳以上	1食あたりの標準負担額
一般（下記以外）	一般（下記以外）	510円
住民税非課税世帯	住民税非課税世帯 区分Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内 240円
		過去1年間の入院期間が90日超 190円
該当なし	住民税非課税世帯 区分Ⅰ	110円

住民税非課税世帯、70歳以上における区分Ⅱ、Ⅰについては、限度額適用・標準負担額認定証で確認させていただきます。受付にご提出ください。なお、マイナンバーカードで受診の場合は提出不要です。